

東織厚基発第 65 号  
平成 26 年 3 月 25 日

事業主 様

東京織物厚生年金基金  
理事長 奥田 彰

東京織物厚生年金基金の解散方針議決について **(重要なお知らせ)**

拝啓 皆様方には、日頃より当基金の運営に関しまして、多大なご厚情を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年公布されました厚生年金基金制度見直し法によりますと、平成 24 年度財政決算状況に基づき、次のようになります。

- (1) 「純資産」が「代行部分（最低責任準備金）」より少ない（いわゆる「代行割れ」）基金は、厚生年金基金制度見直し法施行日の平成 26 年 4 月 1 日（以下「法施行日」という。）後、解散する。
- (2) 「純資産」が「代行部分」より多い基金について
  - ① 法施行日後 5 年以降も存続する場合は、次の要件が必要となる。  
「純資産」÷「代行部分」 $\geq$ 1.5 又は  
「純資産」÷「(代行部分+加算部分)」 $\geq$ 1.0
  - ② ①以外は、法施行日後 5 年以内に「解散」（注 1）又は「代行返上」（注 2）を行う。

(注 1) 「解散」は、代行部分の資産を国へ返上し、基金が代行している年金は国から支給される。加算部分（加算年金）は、無くなる。

(注 2) 「代行返上」は、代行部分の資産を国へ返上し、基金が代行している年金は国から支給される。加算部分（加算年金）は、確定給付企業年金へ移行する。

当基金は、平成 24 年度財政決算において、「純資産」が「代行部分」より多く、いわゆる「代行割れ」になっていませんが、純資産が十分にある訳ではないため、今後の基金のあり方について「基金制度変更検討委員会」を設置し、いろいろと検討してまいりました。

その結果、法施行日以降、5 年以内に「解散」又は「代行返上」のいずれかを行う方向とし、平成 25 年度決算状況により判断することとしておりましたが、平成 26 年 3 月 20 日開催の第 131 回（臨時）代議員会におきまして、当基金の解散方針を議決いたしました。

解散方針を議決した理由は、次のとおりです。

- (1) 事業主様への説明会を2回開催（第1回目：平成25年11月6日～8日、第2回目：平成25年12月17日～18日）し、出席された方にアンケートを提出していただきましたが、意見として「解散」、「早期解散」、「解散又は代行返上を早期に決定」が、全体の4割（残りの6割は個別事項）ありました。
- (2) 5年以内に「解散」又は「代行返上」を行うためには、記録整備を早期に終了しなければなりません。記録整備は、「解散」又は「代行返上」の方針議決後2年程度期間が必要となるため、早期に方針を決めなければなりません。
- (3) 「解散」又は「代行返上」のいずれかを行うとした場合、「代行返上」は、現在の受給者をそのまま引き継いで確定給付企業年金に移行することとなりますが、当基金は、加入員が約6,200人に比べ、受給権者が加入員の2倍以上の約13,500人いるため、財政状況から判断して非常に困難な状況となります。

以上の状況により選択肢は「解散」しかなく、しかも平成25年度決算を待たずに早期に行うという結論に至りました。ただし、解散後に、新たに確定給付企業年金を設立することも可能となりますので、その詳細については、追って検討することとなります。

また、解散方針議決日（平成26年3月20日）以降は、資産の減少を回避するため、「選択一時金」は適用いたしませんので、ご了承の程、よろしく願いいたします。

なお、加入員資格喪失日が平成26年1月1日から平成26年3月19日までの者につきましては、事務手続きが3月20日までに間に合わないため、適用することといたします。

今後、記録整備で2年程度期間が必要となりますが、その記録整備が終了した段階で事業主及び加入員の3分の2以上の同意を得たうえで、厚生労働大臣に対し解散の認可申請を行い、その認可が下りた後に基金の解散となります。従いまして、解散するまでは、基金としての通常業務を行うこととなりますので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、今後、必要の都度皆様方に状況をお知らせいたしますが、この度の内容につきまして、ご照会等ある場合には、次のご連絡先までお願いいたします。

#### 【ご連絡先】

東京織物厚生年金基金事務局

（電話）03-3661-5371